

第8回

定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月28日（水）午後1時
受付開始 午後12時30分

〒105-0011
場所 東京都港区芝公園一丁目1番1号
「ベルサール御成門タワー」 4階

議案 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2023年6月27日（火） 午後5時30分

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

証券コード 4423
(発送日) 2023年6月12日
(電子提供措置開始日) 2023年6月7日

株 主 各 位

東京都港区新橋六丁目9番8号
アルテリア・ネットワークス株式会社
代表取締役社長CEO 株 本 幸 二

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第8回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
<https://www.arteria-net.com/ir/library/agm/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アルテリア」又は「コード」に当社証券コード「4423」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁記載の方法により、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日	時	2023年6月28日（水曜日）午後1時（午後12時30分受付開始）
2. 場	所	東京都港区芝公園一丁目1番1号 ベルサール御成門タワー4階
3. 目 的 事 項	報告事項	1. 第8期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第8期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたって の 決 定 事 項		(1) 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ・ 本株主総会の模様の一部を、後日当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて修正した旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・ 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ・ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従って、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ・ 来場される株主の皆様におかれましては、マスクのご着用など感染拡大予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



①株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月28日（水曜日）
午後1時

（受付開始：午後12時30分予定）



②書面(郵送)で議決権を行使される場合

本頁下部の案内に従って、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時30分
到着分まで



③インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時30分
入力完了分まで

※書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

② 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

切取

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○●○●○●○●

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

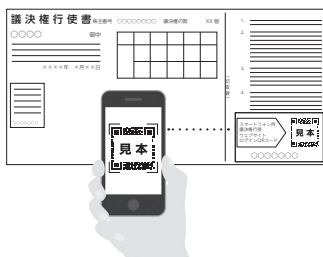
※議決権行使書用紙はイメージです。

③ インターネットで議決権を行使される場合

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

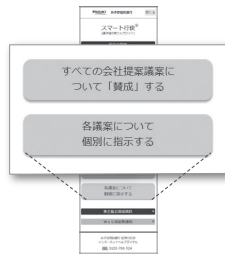
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



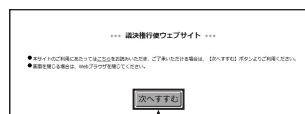
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

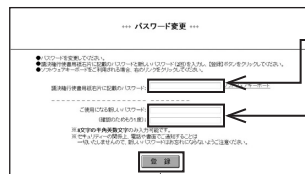
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会より賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

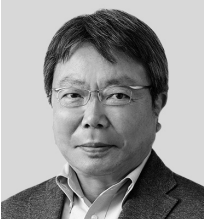
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	候補者属性	当社に おける地位	在任年数	取締役会への 出席状況
1	かぶもと こうじ 株本 幸二	再任	代表取締役社長 CEO	9年	20／20回 (100%)
2	あり た だいすけ 有田 大助	再任	取締役 専務執行役員CCO	3年	20／20回 (100%)
3	おお く ぼ おさむ 大久保 修	再任	取締役	1年	14／16回 (87.5%)
4	え さき ひろし 江崎 浩	再任／社外／独立	取締役	5年	19／20回 (95.0%)
5	みやけ い ちろう 三宅 伊智朗	再任／社外／独立	取締役	5年	20／20回 (100%)

（注1）在任年数は、本総会終了時点のものです。

（注2）取締役大久保修氏は2022年6月29日の第7回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任しました。このため、他取締役と取締役会の出席回数が異なります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況
1 再任	 かぶもと こうじ 株本 幸二 (1959年5月21日)	1983年 4月 丸紅株式会社入社 1987年10月 丸紅米国会社出向 2002年 4月 マイティカード株式会社出向 代表取締役社長 2010年 4月 丸紅株式会社ITネットワークビジネス部長 2012年 4月 同社金融・物流・情報部門長代行兼ICTサービスビジネス部長 2013年 4月 同社情報・金融・不動産部門長代行 2013年 8月 MXモバイリング株式会社代表取締役会長 2014年 1月 MASホールディングス株式会社取締役 2014年 2月 当社 取締役 MXモバイリング株式会社取締役 2014年 4月 丸紅株式会社執行役員 情報・金融・不動産部門長代行 丸紅ITソリューションズ株式会社取締役 2015年 4月 丸紅株式会社執行役員 情報・物流本部長 丸紅情報システムズ株式会社取締役 丸の内ダイレクトアクセス株式会社代表取締役専務 丸紅ロジスティクス株式会社取締役 2015年 7月 株式会社アインホールディングス取締役 2016年 4月 丸紅株式会社執行役員 情報・物流・ヘルスケア本部長 2017年 3月 丸の内ダイレクトアクセス株式会社代表取締役会長 丸紅OKIネットソリューションズ株式会社取締役 2019年 4月 丸紅株式会社執行役員 情報・不動産本部長 当社 代表取締役社長CEO (現任) 株式会社つなぐネットコミュニケーションズ取締役 2019年 5月 株式会社つなぐネットコミュニケーションズ代表取締役社長 2020年 4月 株式会社つなぐネットコミュニケーションズ取締役 (現任) 取締役候補者とした理由 2014年より当社の取締役を務め、また当社親会社である丸紅株式会社の執行役員や同社グループの複数の事業会社でも取締役を務める等、当社グループ事業に関する幅広い見識と経営者としての幅広い経験を有することから、引き続き選任をお願いするものであります。	(1) 33,686株 (2) 20/20回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況
2 再 任	 あり た だいすけ 有田 大助 (1959年10月1日)	1982年 4月 丸紅株式会社入社 1998年 4月 丸紅香港出向 2001年 4月 丸紅テレコム株式会社取締役IT事業本部長 2005年 4月 丸紅情報システムズ株式会社営業本部長 2008年 4月 株式会社ヴェクタント代表取締役社長 2010年12月 丸紅アクセスソリューションズ株式会社代表取締役副社長 2011年 4月 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（現楽天コミュニケーションズ株式会社）代表取締役副社長 2014年 2月 当社 代表取締役副社長 2014年11月 アルテリア・インターコネクト株式会社代表取締役社長 2015年 4月 アルテリア・エンジニアリング株式会社取締役 2017年 4月 当社 代表取締役 2017年 7月 当社 代表取締役副社長 2017年11月 株式会社つなぐネットコミュニケーションズ取締役 2018年 4月 当社 代表取締役副社長CCO 2019年 6月 当社 専務執行役員CCO 2020年 6月 当社 取締役専務執行役員CCO 法人営業部門担当（現任） 取締役候補者とした理由 これまで通信事業会社の代表取締役副社長を務める等、IT業界における見識を有し、また当社の法人営業部門を統括する立場にあることから、引き続き選任をお願いするものであります。	(1) 8,804株 (2) 20/20回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況
3 再任	 おおく おさむ 大久保 修 (1958年7月26日)	1982年 4月 丸紅株式会社入社 1982年 6月 同社機械営業経理第二部営業経理第二課 1985年 4月 丸紅エンジニアリング (W.A.) 会社 ナイジェリア通信工事事務所出向 1988年 4月 丸紅株式会社通信機械部通信機械第二課 1990年10月 丸紅ナイジェリア会社 (兼) 丸紅エンジニアリング (W.A.) 会社 ナイジェリア通信工事事務所出向 1994年 4月 丸紅株式会社通信機械部通信機械第二課 1996年 4月 同社通信事業開発部プロジェクト開発課長 2000年 3月 Global Bandwith Solution, Inc.出向 2003年 4月 Japan Satellite TV Ltd (現NHK Cosmomedia (Europe) Ltd)出向 2006年 4月 グローバルアクセス株式会社 (現当社) 出向 2008年 4月 丸紅株式会社ネットワークビジネス部 部長 2010年 4月 同社金融・物流・情報部門 部門長補佐 (兼) 海外情報通信部長 2013年 4月 株式会社イーツ出向 (代表取締役社長) 2014年 4月 丸紅情報システムズ株式会社出向 常務執行役員 2014年 6月 同社取締役 2015年 6月 同社常務取締役 2017年10月 同社代表取締役専務 2019年 4月 同社監査役 2021年 7月 丸紅株式会社入社 株式会社イーツ出向 (現任) 2022年 6月 当社取締役 (現任)	(1) — (2) 14/16回 (87.5%)
		取締役候補者とした理由	
		株式会社イーツの代表取締役社長や、当社親会社である丸紅株式会社グループの事業会社でも取締役・監査役を歴任する等、経営者として幅広い見識を有することから、当社の企業価値向上に貢献いただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。さらに、同氏は当社の前身の一社でもあるグローバルアクセス株式会社での勤務経験や丸紅株式会社での海外通信事業を通じ、通信サービスにおける知見を豊富に持ち合わせており、当社の今後の成長に、これを十二分に活用いただけるものと考えております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況
4	 え さき ひろし 江崎 浩 (1963年1月18日)	1987年 4月 株式会社東芝入社 1997年10月 東京大学大型計算機センター助教授 1998年 4月 東京大学情報基盤センター助教授 1999年 9月 株式会社ワイドリサーチ社外取締役 株式会社アヴァンネットジャパン（現株式会社IDCフロンティア）社外取締役 2001年 4月 東京大学大学院情報理工学系研究科助教授 2004年 9月 株式会社IRIユビテック（現株式会社ユビテック）社外取締役 2005年 4月 東京大学大学院情報理工学系研究科教授（現任） 2018年 6月 当社 社外取締役（現任） 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 東京大学大学院教授として、情報理工学分野における豊富な知識・経験を有し、当社の経営に対して外部から有用かつ客観的な知見を有することから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は、過去に社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外役員として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	(1) 3,056株 (2) 19/20回 (95.0%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況
5	 み やけ い ち ろ う 三宅 伊智朗 (1956年2月28日)	1979年 4月 清水建設株式会社入社 1990年 8月 シティバンク入社 1992年 3月 シティバンク東京支店金融法人部長 2004年 8月 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社代表取締役共同社長 2007年 1月 アリアンツ生命保険株式会社代表取締役社長 2013年 9月 S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社代表取締役社長 2017年 5月 S&P Global Japan特別顧問 2018年 6月 当社 社外取締役（現任） 2018年12月 レカム株式会社社外取締役（現任） 2022年 6月 T&D フィナンシャル生命株式会社社外取締役（現任） S&P Global Japan特別顧問（現任） 2023年 2月 メガネの田中ホールディングス株式会社顧問（現任） 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 これまで複数の企業の代表取締役を務め、企業経営における豊富な知識・経験を有し、当社の経営に対して外部から有用かつ客観的な知見を有することから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員会委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。	(1) 7,986株 (2) 20/20回 (100%)

- (注1) 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において取締役の指名及び報酬等について審議することにより、社外役員の知見及び助言を活かすとともに、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。
- (注2) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注3) 株本幸二氏及び大久保修氏の「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」の欄には、当社の親会社等である丸紅株式会社における現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
- (注4) 江崎浩氏及び三宅伊智朗氏は、社外取締役候補者の要件及び当社の定める「独立役員選任基準」を満たしております。
- (注5) 当社は、大久保修氏、江崎浩氏及び三宅伊智朗氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。大久保修氏、江崎浩氏及び三宅伊智朗氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
- (注6) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役選任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険の契約期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間で、毎年契約を更新しており、2023年4月にも同内容で契約を更新しております。
- (注7) 江崎浩氏及び三宅伊智朗氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、両氏とも本総会終結の時をもって5年となります。
- (注8) 当社は、江崎浩氏及び三宅伊智朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- (注9) 上記候補者の略歴等は、2023年4月1日現在のものです。
- (注10) 上記候補者の所有する当社の株式の数には、役員持株会における本人持分及び非金銭報酬として付与された譲渡制限付株式を含めて記載しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役日代晃一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会より賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。また、本議案にしましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社株式数 (2)取締役会出席状況 (3)監査役会出席状況
新任	 いはら こういち 井原 孝一 (1962年10月8日)	1986年 4月 丸紅株式会社入社 2004年 4月 同社財務部企画業務課長 2007年 4月 丸紅米国会社 企画チーム長 (ニューヨーク) 2010年 4月 丸紅株式会社監査部長代理兼内部統制監査チーム長 2011年 4月 同社監査部長代理兼企画業務室長 2013年 4月 丸紅アセアン会社CFO (シンガポール) 2015年 4月 丸紅株式会社財務部担当部長 2017年 1月 丸紅メイト株式会社取締役管理本部長 2018年 4月 丸紅株式会社生活産業グループ企画部長 2018年10月 同社食料グループ企画部長兼生活産業グループ企画部長 2018年11月 同社食料グループ企画部長 2019年 4月 同社食料・アグリ・化学品グループ管理部長 2019年 5月 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 監査役 2022年 4月 株式会社つなぐネットコミュニケーションズ監査役(現任)	(1) — (2) — (3) —
		監査役候補者とした理由	
		当社親会社である丸紅株式会社で長年にわたって監査部及び財務部等での業務経験を有し、また丸紅グループ会社での管理部門担当役員や監査役も務め、これらの職務を通じて培われた高度且つ豊富な知見を活用して、常勤監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。	

- (注1) 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置し、同委員会において監査役の指名について審議することにより、社外役員の知見及び助言を活かすとともに、監査役の指名の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図っております。
- (注2) 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注3) 上記候補者の「略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)」の欄には、当社の親会社等である丸紅株式会社における現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
- (注4) 当社は、各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、上記候補者の就任が承認された場合は、上記候補者との間で当該契約を締結する予定であります。
- (注5) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。上記候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険の契約期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間で、毎年契約を更新しており、2023年4月にも同内容で契約を更新しております。
- (注6) 上記候補者の略歴等は、2023年6月1日現在のものです。

(ご参考) 取締役会・監査役会の構成

第1号及び第2号議案が承認された後の取締役会・監査役会の構成は次のとおりであります。

氏名	当社における地位及び担当	属性	在任年数	役員が有する知識・経験・能力				
				企業経営	ガバナンス・リスク・マネジメント	財務会計	テクノロジー	業界経験
株本 幸二	代表取締役社長 CEO 指名・報酬委員	常勤 社内 男性	9年	●				●
有田 大助	取締役 専務執行役員 CCO	常勤 社内 男性	3年	●				●
大久保 修	取締役	非常勤 社内 男性	1年	●				●
江崎 浩	取締役 指名・報酬委員	非常勤 社外／独立 男性	5年				●	●
三宅 伊智朗	取締役 指名・報酬委員（委員長）	非常勤 社外／独立 男性	5年	●	●			
井原 孝一	監査役	常勤 社内 男性	—	●		●		●
柴崎 秀紀	監査役	非常勤 社内 男性	6年	●				●
本村 健	監査役 関連当事者取引モニタリング委員（委員長）	非常勤 社外／独立 男性	5年	●	●			
猪熊 浩子	監査役 関連当事者取引モニタリング委員	非常勤 社外／独立 女性	3年		●	●		

(注) 在任年数は、本総会終了時点のものです。

(ご参考) 独立役員選任基準：当社の定めた「独立役員選任基準」は以下のとおりです。

当社は社外役員（社外取締役および社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 当社および子会社の業務執行者（*1）
2. 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役並びに監査役
3. 当社の兄弟会社の業務執行者
4. 当社を主要な取引先とする者（*2）またはその業務執行者
5. 当社の主要な取引先（*3）またはその業務執行者
6. 当社から役員報酬以外に多額（*4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社および子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社の主要株主（*5）又はその業務執行者
9. 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
10. 当社から多額の寄付を受け取っている者又は団体の理事その他の業務執行者
11. 上記1～3に過去10年間に於いて該当していた者
12. 上記4～10に過去3年間に於いて該当していた者
13. 上記1～10に該当する者が重要な者（*6）である場合において、その配偶者又は二親等以内の親族
14. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者

(注)

1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員その他これらに準じる者及び使用人をいう。
2. 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は、当該団体の連結売上高若しくは総収入の2%を超えることをいう。
5. 当社の主要株主とは、議決権の10%以上を直接又は間接的に有している者をいう。
6. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、ウィズコロナの下で景気は緩やかに持ち直しております。一方、ウクライナ情勢の長期化や物価の上昇が続く中、供給面での制約や世界的な金融の引き締めによる景気の下振れリスクに引き続き注視する必要があります。

当社グループが事業展開する情報通信関連市場においては、クラウド利用の拡大やテレワークの普及により新たな高速通信やセキュリティの高いネットワークサービスなどへの需要が引き続き発生しております。

このような事業環境のもと、主力サービスは月額請求売上（リカーリング収益）を中心に増収基調を継続しております。

なお、前期に発生したデータセンター事業の譲渡益の影響を除く主力サービスは、月額請求売上（リカーリング収益）を中心に増収基調を継続しており、加えて構造改革によるコスト抑制により売上総利益は順調に拡大しております。

インターネットサービスにおいては、FTTx、ISP向けサービスの売上が前年と比較し伸長し、IP電話サービスの売上は前年と比較し減少いたしました。その結果、インターネットサービス全体の売上は順調に拡大いたしました。

FTTxサービスでは、テレワークの普及が一巡したものの、クラウド利用の拡大は進んでおり、広帯域サービスの需要が継続しております。

ISP向けサービスにおいても高品質なサービス需要は増大しており、クロスパス（注1）の提供が拡大いたしました。

ネットワークサービスにおいても、主力サービスである専用線、VPNサービスの売上が前年と比較し伸長しました。

専用線サービスでは、引き続き、DXを推進している一般企業やその他OTT、通信事業者による信頼性、品質、セキュリティが高い回線サービスの需要が拡大していることを背景に売上が増加しております。また、当社は東名阪やデータセンター集積地など需要の多いエリアにおいてネットワーク増強を継続して行っております。

VPNサービスではクラウドサービスやモバイルデバイスの利用が拡大する中で、クラウド接続サービスや自社回線の高品質サービスなどの売上が増加しております。さらにNFV（注2）サービスVANILA（バニラ）では継続してサービスラインアップを拡充することにより受注は増加しております。

マンションインターネットサービスにおいては、分譲市場、賃貸市場ともに順調に売上を拡大しております。マンションの各住戸まで上下最大10Gbpsを実現する全戸一括インターネットサービスの提供を開始するなど、高速・高品質インターネット接続サービスのニーズに対応すべく、サービスラインアップの拡充を進めております。

分譲市場では、全戸一括型サービスの導入割合は増加傾向にあり、当グループは安定した受注を堅持しております。

また、賃貸市場においても在宅勤務や動画配信サービスの普及により高品質サービスの需要が増加していることから、受注が増加しております。

DXサービスにおいて、Connectixはマンションインターネットサービスの導入における他社との差別化にも貢献しており、サービス提供可能棟を順次拡大させています。さらに、第1四半期に持分法適用した株式会社GameWithが提供するeスポーツ向け高品位ISPサービスであるGameWith光の受注は順調に拡大しております。

その他サービスとして含まれておりますデータセンター事業に関して、当連結会計年度において「ComSpace I 及びComSpace II」の譲渡益を計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比4,050百万円(7.3%)増収の59,452百万円となり、営業利益は前連結会計年度比70百万円(0.7%)減益の9,470百万円、税引前利益は前連結会計年度比281百万円(3.0%)減益の8,962百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前連結会計年度比154百万円(2.6%)減益の5,878百万円となりました。

（注1）NTT東日本、NTT西日本のフレッツに対応した定額制インターネット接続サービス。NTT東西の光コラボレーション事業者の回線にも対応。

（注2）仮想技術等を用いてネットワーク機能を抽象化することで、物理的な制約なく柔軟な機能提供を可能にする技術。

- ② 設備投資の状況
当社グループが当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、18,557百万円であります。このうち、主なものは、基幹網構築、顧客開通工事及び開通用機器等であります。
- ③ 資金調達の状況
2023年3月10日付で既存借入金のリファイナンス資金調達を目的として、総額489億円（コミットメントライン契約100億円を含む）のシンジケートローンを組成いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況（国際会計基準）

区分	第5期 (2020年3月期)	第6期 (2021年3月期)	第7期 (2022年3月期)	第8期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	51,494	53,328	55,402	59,452
営業利益 (百万円)	8,669	8,867	9,541	9,470
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	5,296	5,535	6,033	5,878
基本的1株当たり当期利益 (円)	105.93	110.74	120.89	117.77
総資産 (百万円)	90,779	89,804	99,081	111,274
親会社の所有者に帰属する 持分 (百万円)	20,709	23,608	26,017	28,893
1株当たり親会社所有者 帰属持分 (円)	414.20	472.31	521.52	578.56

② 当社の財産及び損益の状況（日本基準）

区分	第5期 (2020年3月期)	第6期 (2021年3月期)	第7期 (2022年3月期)	第8期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	43,697	45,498	45,303	47,898
経常利益 (百万円)	6,554	6,136	5,215	5,671
当期純利益 (百万円)	4,869	5,226	7,100	4,890
1株当たり当期純利益 (円)	97.4	104.56	142.27	97.96
総資産 (百万円)	74,055	75,303	84,563	93,167
純資産 (百万円)	16,364	18,914	21,435	23,313
1株当たり純資産 (円)	327.29	378.40	429.68	466.83

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する 出資比率 (%)	当社との関係
丸紅株式会社	262,947	50.0	役員の兼任等、出向者の受入

(注1) 親会社との取引等については、取引の合理性及び取引条件の妥当性を確認し、法令及び社内規程に基づき取締役会の承認を得ることとしております。また、年に一回状況の調査を行っております。当社取締役会としては、当事業年度における親会社等との間の取引は、適正な条件により行われており、当社の利益を害さないものと判断しております。

(注2) 当社の重要な財務及び事業の方針に関し、当社は親会社との間で、「グループ内部統制システム等に関する協定書」を締結しており、同協定に基づき、当社の経営方針、事業展開及び重要な業務執行の決定等にあたっては、親会社に対して事前に資料提供及び説明を行い、同社の意見を伺うものとしております。もっとも、かかるプロセスにおける同社の意見は、当社を拘束するものではなく、当社は、丸紅株式会社の意見を参考に自らの責任と判断により意思決定を行うものと定められています。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社つなぐネットコミュニケーションズ	1,500	80.0	電気通信事業
アルテリア・エンジニアリング株式会社	30	100.0	電気通信工事業
アルテリア・インターコネクト株式会社	9	100.0	電気通信事業
GameWith ARTERIA株式会社	80	51.0	配信スタジオ運営事業 通信サービス事業

(4) 対処すべき課題

① 経営理念

- ・創業以来のフロンティア精神を研ぎ澄まし、変化し続ける顧客ビジネスの課題解決に取り組む
- ・独自のネットワークアセットと顧客志向性で差別化し、野心的で柔軟に発想、迅速で緻密に行動する
- ・情報通信プラットフォームの創造を通じ顧客の成長と世の中の進歩に貢献し、社員ひとりひとりの夢を実現する

② 2022年3月期－2026年3月期（2021年度－2025年度）中期経営計画と対処すべき課題
当社グループにおきましては、2021年5月14日に発表した中期経営計画に基づき、下記の課題に取り組んでまいります。

ア) 基盤事業の成長

- ・保有ネットワークの最適・最新化、サービスラインアップ拡充により更なる需要の獲得
- ・カスタマイズ対応力の強化を図り付加価値を増大、OTT（注1）からのネットワークインフラ需要の取り込み
- ・マンションインターネットは分譲市場に加え、賃貸市場での成長を加速し、盤石なリーディングポジションを実現

イ) 新たな成長ポートフォリオの取り込み

- ・マンション居住者向けD2C（注2）サービスプラットフォームを構築、旺盛なテレワーク需要に対応
- ・サービスプラットフォームを活用し、SOHO・法人企業向けにも事業を拡大
- ・M&A・資本提携による成長領域の取り込み、非通信サービス事業の拡充・加速

ウ) 働き方改革・SDGs対応を通じて環境に配慮し社会に貢献する経営を推進

- ・再生エネルギーを活用したマンションへの電力供給事業、テレワーク関連サービスの提供などを通じ脱炭素社会へ貢献
- ・エネルギー効率の高い社内システムへの刷新、セキュリティの強化を企図したゼロトラスト（注3）の導入
- ・人材育成の強化やダイバーシティの推進、オフィス分散などによるワークスタイルの変革

（注1）Over The Top の略。インターネット上でコンテンツサービスを提供する事業者。

（注2）Direct To Consumer の略。ECサイトなどを通じ、サービスを利用者へ直接販売・提供すること。

（注3）すべてのネットワークトラフィックを信頼しないことを前提とし、利用者やデバイスを常に監視・確認するネットワークセキュリティ環境。

③ サステナビリティ基本計画

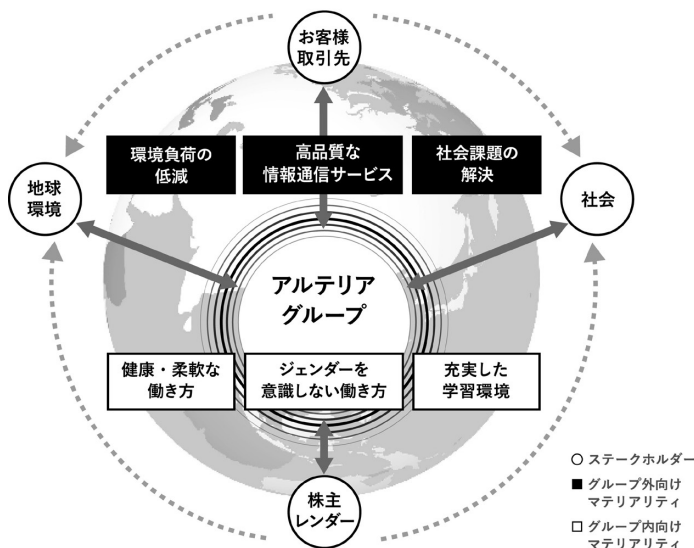
当社グループでは、上記のように中期経営計画において、働き方改革・SDGs対応を通じて地球に貢献する経営を推進することを経営戦略骨子として掲げ、2022年3月にサステナビリティに関する基本計画を策定しました。

このサステナビリティ基本計画をもとに、当社グループは本業とする情報通信サービスの提供等を通じて、持続可能な世界の実現に貢献するための活動を推進しております。

ア) サステナビリティ基本計画の概要

当社グループは、独自のネットワークアセットと柔軟性・機動力を強みとしたサービス等を通じて、持続可能な世界の実現に貢献してまいります。その活動の中で、社員ひとりひとりの夢・ステークホルダーの想いを実現していく企業集団であり続けます。

下図は当社グループが動脈・心臓として、その鼓動をマテリアリティを通じて地球をはじめとするステークホルダーに伝えることで、サステナブルな世界に貢献していくことを示しています。



つながる地球に、新しい鼓動を。

ARTERIA

イ) マテリアリティ

サステナビリティ基本計画で定めた6つのマテリアリティは以下のとおりです。

マテリアリティ	2030年までに目指す姿	KGI・KPI	SDGs
高品質な 情報通信 サービス	多様化するお客様のニーズや、 市場トレンドを先取りしたサー ビスを企画・提供している。 高品質なブランドイメージが確 立できている。	・高品質なサービスの提供拡大 ・新たな顧客需要に対する新サ ービスの開発 ・回線サービスにおける高い可 用性の維持	  
環境負荷の 低減	グループ全員が気候変動リスク を認識し、CO2削減のための施 策を公私において自発的・積極 的に実施している。	・ISO14001認証取得・適用範 囲拡大 ・業務車両のEV/FCV化 ・用度品調達における環境対応 商品の割合増加 ・ボランティア活動推進	  
社会課題の 解決	高品質な通信サービスの提供を はじめとする当社グループの 様々な企業活動を通じて、社会 が直面する課題の解消に意欲 的・積極的に取り組んでいる。	・教育・医療・公共分野でのサ ービス拡大 ・インターンシップや寄付講座 による情報通信教育の推進	  
ジェンダーを 意識しない 働き方	グループ全員が多様性を受け入 れ、ジェンダーを意識せずに働 いている。	・女性労働者の割合増加 ・女性等役員の登用・管理職比 率の増加 ・プラチナえるばし認証の取得 を目指す	 
健康・柔軟な 働き方	社員が自身を取り巻く環境に応 じ、場所や時間をより柔軟に選 んで快適な環境で働いている。 社員が心身ともに健康に働いて いる。	・プラチナくるみん認証の取得 を目指す ・ハラスメントの撲滅	  
充実した 学習環境	人生100年時代の到来を見据 え、社員一人一人が自身のライ フビジョンをふまえ、リカレント ・リスクリングを通じて、や りがいを感じながら会社に社会 に貢献できる人材としてあり続 ける。	・リカレント・リスクリング 研修制度の導入	 

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、電気通信事業法に基づく電気通信事業を行っており、主に、インターネットサービス(光インターネット接続サービス、IP電話等)、ネットワークサービス(専用線サービス、VPN接続サービス等)、マンションインターネットサービス(全戸一括型光インターネット接続サービス)を提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

本社	東京都港区新橋六丁目9番8号
大阪事業所	大阪府大阪市中央区本町二丁目1番6号

(7) 従業員の状況（2023年3月31日現在）**① 企業集団の従業員の状況**

事業区分	従業員数（人）
電気通信事業	829
合計	829

(注1) 当社グループは単一事業を営んでおり、セグメント別の記載を省略しております。

(注2) 臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数
653	42歳6か月	8年10か月

(注1) 当社は単一事業を営んでおり、セグメント別の記載を省略しております。

(注2) 臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローン（注1）	30,000
シンジケートローン（注2）	8,900

(注1) 株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとし、株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行をジョイント・アレンジャーとする協調融資によるものであります。

(注2) 株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする計12行からの協調融資によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 50,000,000株
- ③ 株主数 16,016名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
丸紅株式会社	25,000,100	50.06
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	4,538,511	9.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,846,400	7.70
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,655,600	5.32
KIA FUND F149	631,200	1.26
JP MORGAN CHASE BANK 385781	365,390	0.73
JPモルガン証券株式会社	350,536	0.70
THE CHASE MANHATTAN, BANK N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	349,500	0.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	337,700	0.68
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513	334,300	0.67

（注1）持株比率は自己株式（59,542株）を控除して計算しております。

（注2）2018年12月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ジャンカー・パートナーズ・リミテッドが2018年12月12日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんでしたので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	ジャンカー・パートナーズ・リミテッド
住所	香港、セントラル、コンノート・プレース8、ワン・エクスチェンジ・スクエア1608
保有株券等の数	株式 4,500,000株
株券等保有割合	9.00%

- (注3) 2020年6月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2020年5月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんでしたので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 三井住友DSアセットマネジメント株式会社
住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
保有株券等の数 株式 1,771,300株
株券等保有割合 3.54%

- (注4) 2020年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である日興アセットマネジメント株式会社が2020年11月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末日現在における実質所有株式数の確認ができませんでしたので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

指名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	株式 1,686,000	3.37
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	株式 1,530,800	3.06

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
業務執行取締役	17,795株	2名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	株本 幸二	株式会社つなぐネットコミュニケーションズ取締役
取締役専務執行役員CCO	有田 大助	法人営業部門
取締役	大久保 修	株式会社イーツ
取締役	江崎 浩	東京大学大学院情報理工学系研究科教授
取締役	三宅 伊智朗	レカム株式会社社外取締役 T&D フィナンシャル生命株式会社社外取締役 S&P Global Japan特別顧問 メガネの田中ホールディングス株式会社顧問
監査役（常勤）	目代 晃一	アルテリア・エンジニアリング株式会社監査役 GameWith ARTERIA株式会社監査役
監査役	柴崎 秀紀	maテレコム株式会社代表取締役社長 MarPless Communication Technologies (PTY) Ltd. Director
監査役	本村 健	岩田合同法律事務所パートナー弁護士 株式会社データ・アプリケーション取締役監査等委員 学校法人大妻学院監事
監査役	猪熊 浩子	武蔵大学国際教養学部教授 慶應義塾大学商学部（商学研究科）非常勤講師 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント 研究科非常勤講師

（注1）取締役江崎浩氏及び取締役三宅伊智朗氏は、社外取締役であります。

（注2）監査役目代晃一氏、監査役本村健氏及び監査役猪熊浩子氏は、社外監査役であります。

（注3）監査役本村健氏は弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、法務に関する相当程度の知識を有しております。

（注4）監査役猪熊浩子氏は公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。

（注5）取締役江崎浩氏及び取締役三宅伊智朗氏、監査役本村健氏、並びに監査役猪熊浩子氏は、東京証券取引所から確保が義務づけられている独立役員として同取引所に届け出ております。

(注6) 当事業年度中に取締役及び監査役の重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	重要な兼職の状況		
	変更前	変更後	異動年月日
江崎 浩	株式会社コビテック社外取締役	退任	2022年9月27日
三宅 伊智朗	—	T&D フィナンシャル生命株式会社 社外取締役	2022年6月20日
猪熊 浩子	武蔵大学国際教養学部教授	退任	2023年3月31日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役の全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりです。

取締役及び監査役の責任限定契約

取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、本契約締結後、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がないときは、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度としてその責任を負担する。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。

契約期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間で、毎年契約を更新しており、2023年4月にも同内容で契約を更新しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア) 株主総会の決議等による定め

取締役の報酬は、2017年7月17日開催の株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の、取締役の人数は8名（うち、社外取締役は4名）です。

また、2020年6月26日開催の第5回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に對して、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、中長期インセンティブ報酬として、上記報酬枠とは別に年額100百万円以内で、年間50,000株を上限に譲渡制限付株式を割り当てることができる旨を決議しております。当該株主総会終結時点の、取締役の人数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬は、2016年6月30日開催の株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の、監査役の員数は4名です。

イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、各取締役に求められる職責・能力・会社への貢献及び当社の業績・経営状況を踏まえて、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会による審議及び答申を経て決定することとしております。指名・報酬委員会は、独立社外役員を委員長とし、独立社外役員2名を含む3名で構成されています。

a) 非常勤取締役の報酬

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、非常勤取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、以下のとおり決議しております。なお当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬の決定にあたり、報酬の内容が下記方針に沿うものであることを確認しております。

非常勤取締役の報酬決定方針

非常勤取締役の報酬は基本報酬のみとし、その額は、職責と役割等を総合的に勘案し、個別に取締役会の決議によって決定する。決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会への諮問を行うものとする。

b) 常勤取締役の報酬

当社は、2020年3月30日開催の取締役会において、常勤取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり決議しております。なお当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬の決定にあたり、報酬の内容が下記方針に沿うものであることを確認しております。

i) 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の常勤取締役報酬は、固定報酬、変動報酬（業績連動報酬）及び非金銭報酬（譲渡制限付株式）で構成されております。

変動報酬については、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能することを目的としてその支給額の算定方法を定めております。

ii) 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

変動報酬の定量評価に係る指標は、年度業績（連結売上高、連結当期利益、連結フリー・キャッシュ・フロー）の達成度合い等であり、当該指標を選択した理由は、特に財務活動も含めた総合的な収益力やフリー・キャッシュ・フローの向上が重要であると判断しているためであります。

なお、変動報酬の定性評価として、代表取締役社長の総合判断に基づき、指名・報酬委員会の検証を経て、定量評価の結果を加減することができるとしております。加減幅は原則±20%としつつ、特別な事情がある場合は最大±50%の加減を可能としております。

iii) 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

また、当事業年度における交付状況は「2.（1）⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

iv) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

役職ごとの方針の定めはありません。

v) 当連結会計年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

2023年3月期（第8期）における全社業績の目標と実績は、以下のとおりです。

項目	評価割合	評価係数 変動幅	目標値 (百万円)	実績 (百万円)
連結売上高	25%	0～200%	58,000	59,452
連結当期利益	50%	0～200%	6,436	6,271
連結フリー・キャッシュ・フロー	25%	0～200%	3,758	3,277

vi) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、個々の取締役報酬分の決定等であります。

vii) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会の手続の概要

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、役員等の報酬等に関する基本方針・基準、取締役及び監査役の報酬等の総額枠に係る議案の内容、役員等（監査役を除く。）の個人別の報酬等の内容等につき審議を行ない、取締役会に対して、その意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐いたします。

viii) 役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び委員会等の活動内容

2023年3月期の報酬についても、指名・報酬委員会で審議、取締役会への答申を行っております。

ウ) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	104 (20)	79 (20)	2 (-)	22 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	45 (41)	45 (41)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	150 (61)	125 (61)	2 (-)	22 (-)	10 (5)

(注1) 取締役の報酬等の額には、前回定時株主総会終結をもって退任した取締役1名分を含めております。

(注2) 監査役及び社外監査役の報酬の額には、2022年6月10日に設置した特別委員会の委員長としての報酬12百万円を含めております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりとなります。

なお、各社外役員について、重要な兼職先である当該他の法人等と当社との間に特別な関係はありません。

イ) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会	監査役会	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 江崎 浩	19/20回 (95%)	—	江崎浩氏は、社外取締役に就任以降、情報理工学分野における豊富な知識や経験に基づき、当社事業基盤であるネットワークインフラの在り方や最新技術動向の指導、新サービス開発や業界動向に関する助言を行うなど、社外役員に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 また、サイバーセキュリティ委員会（当事業年度に2回開催）では委員長として、当社のサイバーセキュリティ体制の向上にも寄与されています。また、指名・報酬委員として、役員の人事・報酬の審議に携わりました。
取締役 三宅 伊智朗	20/20回 (100%)	—	三宅伊智朗氏は、社外取締役に就任以降、企業経営における豊富な知識と経験に基づき、少数株主の立場に立った経営の監督、コーポレートガバナンスをはじめとする経営全般への助言など、社外役員に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 また、指名・報酬委員会では委員長として、役員の人事・報酬の審議に携わりました。
監査役 目代 晃一	20/20回 (100%)	16/16回 (100%)	目代晃一氏は、社外監査役に就任以降、長年にわたって情報通信分野で培った経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験を活かし、常勤監査役として、重要な会議への出席、代表取締役社長及び取締役専務執行役員との意見交換、重要書類の閲覧、重要な財産の調査の他、事業部へのヒアリング、子会社調査等を行うとともに、内部監査部及び会計監査人の連携による三様監査等を行っております。
監査役 本村 健	20/20回 (100%)	16/16回 (100%)	本村健氏は、社外監査役に就任以降、弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 さらに、サイバーセキュリティ委員会（当事業年度に2回開催）にも参画し、専門的見地から助言を行い、当社のサイバーセキュリティ体制の向上にも寄与されています。
監査役 猪熊 浩子	20/20回 (100%)	16/16回 (100%)	猪熊浩子氏は、社外監査役に就任以降、公認会計士としての豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、当社会計・財務分野の課題や会計監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	76
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、内部留保を有効活用することにより、企業価値と競争力を極大化すると同時に、株主に対する配当を安定的に継続することが、企業としての重要な責務であると認識しております。内部留保資金については、経営基盤の強化に向けた諸施策の実施のための積極的な投資等の原資として充当してまいります。

2022年3月期から2026年3月期までの中期経営計画期間における配当につきましては、連結配当性向50%程度、かつ各年度の期初に公表する予想配当金を下限とすることを基本方針としております。毎事業年度における剰余金の配当の回数については、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、中間配当と期末配当の年2回といたします。

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当（中間配当を含む。）を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

なお、次期の剰余金の配当につきましては、2023年5月11日公表の「支配株主である丸紅株式会社及びセコム株式会社による当社株券に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」のとおり、丸紅株式会社及びセコム株式会社による当社の普通株式に対する公開買付けが行われる予定であることを踏まえて、2024年3月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議しております。

連結財政状態計算書

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,240	流動負債	21,789
現金及び現金同等物	7,600	借入金	1,428
営業債権及びその他の債権	9,390	営業債務及びその他の債務	10,414
その他の金融資産	38	リース負債	2,725
棚卸資産	354	未払法人所得税等	2,013
その他の流動資産	2,856	引当金	181
		その他の流動負債	5,025
非流動資産	91,033	非流動負債	58,696
有形固定資産	50,943	借入金	37,202
のれん	12,646	長期リース負債	11,490
無形資産	14,670	退職給付に係る負債	991
持分法で会計処理されて る投資	1,777	引当金	3,797
その他の金融資産	7,357	繰延税金負債	2,140
繰延税金資産	1,819	その他の非流動負債	3,073
その他の非流動資産	1,817		
資産合計	111,274	負債合計	80,485
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	28,893
		資本金	5,150
		資本剰余金	4,760
		利益剰余金	19,305
		自己株式	△ 322
		その他の資本の構成要素	0
		非支配持分	1,894
		資本合計	30,788
		負債及び資本合計	111,274

連結損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	59,452
売上原価	41,109
売上総利益	18,343
販売費及び一般管理費	9,944
その他の収益	1,337
その他の費用	265
営業利益	9,470
金融収益	131
金融費用	629
持分法による投資利益	△ 9
税引前利益	8,962
法人所得税費用	2,691
当期利益	6,271
当期利益の帰属	
親会社の所有者	5,878
非支配持分	392
当期利益	6,271

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,289	流動負債	17,760
現金及び預金	4,056	1年以内返済予定長期借入金	1,428
売掛金	7,138	リース債務	966
未収入金	1,458	未払金	4,467
商品	53	固定資産購入未払金	5,595
貯蔵品	1,469	未払費用	1,451
前払費用	1,817	未払法人税等	1,357
その他	295	未払消費税等	84
貸倒引当金	△ 0	預り金	58
固定資産	76,878	預り保証金	129
有形固定資産	44,966	前受収益	1,517
線路設備	16,006	賞与引当金	504
土木設備	8,755	独禁法関連損失引当金	180
建物	3,881	その他	18
構築物	23	固定負債	52,093
機械設備	60,409	長期借入金	37,472
工具、器具及び備品	1,837	長期前受収益	4,075
土地	249	リース債務	5,757
リース資産	8,485	退職給付引当金	1,019
建設仮勘定	3,102	資産除去債務	3,761
減価償却累計額	△ 57,784	その他	7
無形固定資産	12,316	負債合計	69,853
海底線使用权	0	(純資産の部)	
施設利用権	52	株主資本	23,313
商標権	1,219	資本金	5,150
顧客関連資産	1,983	資本剰余金	3,506
ソフトウェア	1,357	資本準備金	131
のれん	6,324	その他資本剰余金	3,375
ソフトウェア仮勘定	836	利益剰余金	14,764
その他	542	利益準備金	994
投資その他の資産	19,594	繰越利益剰余金	13,770
投資有価証券	40	自己株式	△ 107
長期未収入金	4,674	純資産合計	23,313
関係会社株式	10,650	負債純資産合計	93,167
破産更生債権等	3		
敷金及び保証金	2,640		
繰延税金資産	530		
その他	1,058		
貸倒引当金	△3		
資産合計	93,167		

損 益 計 算 書

(2022年4月 1 日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		47,898
売上原価		34,998
売上総利益		12,899
販売費及び一般管理費		8,438
営業利益		4,461
営業外収益		
受取利息	101	
受取配当金	1,644	
雑収入	337	2,083
営業外費用		
支払利息	358	
シンジケートローン手数料	282	
固定資産除却損	130	
雑支出	101	873
経常利益		5,671
特別利益		
無形資産売却益	842	
顧客契約譲渡益	30	872
税引前当期純利益		6,543
法人税、住民税及び事業税		1,685
法人税等調整額		△31
当期純利益		4,890

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

アルテリア・ネットワークス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	鈴 木	達 也
業 務 執 行 社 員			
指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士	増 田	晋 一
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルテリア・ネットワークス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、アルテリア・ネットワークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（8. 重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2023年5月11日開催の取締役会において、丸紅株式会社及びセコム株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに関して、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行った。この取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により会社株主を丸紅株式会社及びセコム株式会社のみとすることを企図していること、並びに会社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

アルテリア・ネットワークス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 達也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増田 晋一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルテリア・ネットワークス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（10. 重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は、2023年5月11日開催の取締役会において、丸紅株式会社及びセコム株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに関して、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行った。この取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により会社株主を丸紅株式会社及びセコム株式会社のみとすることを企図していること、並びに会社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものである。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、重要な子会社についてはその常勤監査役と情報交換を密に行い状況把握に努めるとともに取締役との意思疎通を図り、その他の子会社においても当社常勤監査役が監査役を兼務し、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 親会社との取引に関する、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項(KAM)については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

アルテリア・ネットワークス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 目 代 晃 一 ㊞
監 査 役 柴 崎 秀 紀 ㊞
監 査 役 本 村 健 ㊞
監 査 役 猪 熊 浩 子 ㊞

以 上

メ 毛

This image shows a full page of blank primary-ruled paper. It features multiple sets of horizontal lines designed for handwriting practice. Each set consists of three lines: two solid outer lines (top and bottom) and one dashed middle line. These sets are repeated vertically down the entire page, providing ample space for practicing letter formation and alignment. The paper is otherwise completely blank, with no text or other markings.

メ 毛

[illegible]

メ 毛

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school handwriting practice paper. The lines are evenly spaced and run across the entire width of the page. There are no margins, text, or other markings present.

メ 毛

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary school handwriting practice paper. The lines are evenly spaced and run across the entire width of the page. There are no margins, text, or other markings present.

メ 毛

[illegible]

株主総会会場

「ベルサール御成門タワー」 4階

〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目1番1号



最寄駅
都営三田線 御成門駅 (A3b出口) 徒歩1分

※当会場には専用駐車場はございません。

クールビズスタイルでの株主総会開催について

当日は、節電のため当社役職員はノーネクタイの軽装（クールビズスタイル）にてご対応させていただきます。
株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。